

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 役員選出規程

第1章 総則

第 1 条 役員を選出は、定款 2 3 条に基づき、この規程によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第 2 条 役員を選出するために、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

第 3 条 選挙管理委員会は、各地区ごとに1名の委員を選出して構成し、委員長は、互選とする。

2 選挙管理委員の任期は、2年とする。ただし、役員および役員選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第 4 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の告示
- (3) 投票および開票の管理と当選の確認
- (4) 総会に選挙の結果を報告
- (5) その他選挙に必要な事項

第3章 役員選挙

第 5 条 理事、監事に立候補しようとする者は、選挙管理委員会に届け出る。ただし、推薦届の場合には本人の同意を必要とする。

第 6 条 立候補、推薦候補の届出締切は、総会前20日とする。

第 7 条 選挙は、総会において正会員の無記名投票により、個々の候補者について投票を行う。

第 8 条 選挙は、次の順序にて行う。

- (1) 理事候補、監事候補の選挙投票
- (2) 理事、監事当選者決定
- (3) 当選理事の中から会長候補者、副会長候補者の立候補、推薦受付
- (4) 会長候補者、副会長候補者の選挙投票

第 9 条 当選者は、有効投票数の過半数以上を得た者の中から高得点順に決める。

2 得票数が前項の数に達せず、定款に定める定数を満たさない場合は次点者と決選投票を行う。

3 得票数が、同数の場合には、当事者の抽選で定める。

第10条 次にかかげる投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名を書いたもの
- (3) 候補者の何人に記載したか確認しかねるもの

第4章 選挙権および被選挙権

第11条 選挙権および被選挙権は、会費を完納している正会員にかぎる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、総会の議決を経なければ変更する事ができない。
- 3 この規程の運用に当たり、必要と認める事項については、総会の議決を経て細則を設けることが出来る。

役員推薦立候補届

令和 年 月 日

公益社団法人福島県診療放射線技師会
選挙管理委員会委員長 様

公益社団法人福島県診療放射線技師会 _____ 候補に、

会員 _____ 君を推薦します。

公益社団法人福島県診療放射線技師会 _____ 地区

氏名 _____ 印

私は、公益社団法人福島県診療放射線技師会 _____ 候補推薦を受け
ることに同意します。

_____ 地区

氏名 _____ 印

役員立候補届

令和 年 月 日

公益社団法人福島県診療放射線技師会

選挙管理委員会委員長 様

私は、公益社団法人福島県診療放射線技師会 _____ 候補として、

立候補いたします。

_____ 地区

氏名 _____ 印